

2023.3.24

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆全国こども政策主管課長会議が開催される◆

3月17日、内閣官房HPに「全国こども政策主管課長会議」の資料と動画が公開されました。こども家庭庁の設置に伴い多くの組織が合流するため、各組織で実施していたこども政策に関する事業説明等の会議について、こども家庭庁設立準備室において統合して開催したものとなっております。

公定価格等の資料では、「令和5年度における公定価格の見直しについて」として、

- 1 チーム保育推進加算の充実
- 2 処遇改善等加算Ⅲの加算額の算定方法の見直し
- 3 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設
- 4 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長
- 5 定員を超過している場合の減算調整の対応
- 6 公定価格の適切な算定に向けた取組

などが示されており、「5 定員を超過している場合の減算調整の対応」では、定員超過の程度に応じて調整率を設定し、本来適用すべき定員区分の単価に相当する交付額となるように仕組みが改められることが示されています。

また「6 公定価格の適切な算定に向けた取組」として、「留意事項通知」や「特定教育・保育施設等指導指針」を改正し、

- ・職員数等の充足状況の確認に際して専任又は兼務の状況等を把握
- ・兼務する他の施設等の名称等を把握するとともに、当該施設等での勤務の実態を把握
- ・勤務実態の把握に当たっては、当該職員の現認や出勤簿の確認等を行う
- ・加算申請の際の添付書類として「職員の配置状況や専任・兼務状況が記載された職員体制図等」を追加

等々、これまでよりも厳格に配置職員数や勤務実態等の把握に取り組み、公定価格の適正な

算定を行うよう自治体に求めるものとなっております。

このほか、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件について、これまではコロナ禍等の影響により適用されておりませんでした。が、「副主任保育士・中核リーダー等」については、令和5年度は1分野（15時間以上）の研修修了が必須となり、以降年度ごとに求められる修了分野数等が増えていきますので、次年度以降も見据えた計画的な研修受講が望まれます。

全国こども政策主管課長会議（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_syukankacho/index.html

（事務局より一言）

少子化の影響から保育・教育の提供のみならず、多層的な事業展開が求められる時代に入りつつありますが、今回の職員配置の確認の厳格化には注意が必要です。公定価格のみならず、一時保育・預かり保育・延長保育・子育て支援拠点センターなどの別事業を兼務している場合、上記の公定価格の配置数に影響が出るため、月によっては3歳児配置加算やチーム保育加配加算などの適用がされないこともあり得ます。

また処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、子育て支援拠点事業や一時保育、延長保育事業等の公定価格以外の事業を兼任している場合は対象となりますが、それら別事業に専任している場合は対象とならないので、その点は十分考慮したうえで、今後の配置を検討する必要があるのでしょう。

◆令和4年度の人勧分の取り扱いについて◆

3月1日付で、事務連絡「令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和4年度補正予算における公定価格の取扱いについて」が発出されました。

令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、保育士・幼稚園教諭等人件費について対前年度+1.2%程度の引き上げを求めています。

処遇改善等加算における「人件費改定分」の算定に用いる改定率は、以下の通りです。

<令和4年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所	：9.0%
基準年度が平成26年度の施設・事業所	：7.0%
基準年度が平成27年度の施設・事業所	：5.1%
基準年度が平成28年度の施設・事業所	：3.8%

